



学校安全計画・危機管理マニュアル

和歌山信愛中学校・高等学校

2026 年 4 月



目 次

第 1 章	総則
第 2 章	体制・役割分担
第 3 章	予防・安全対策
第 4 章	災害対応
第 5 章	事件・事故対応
第 6 章	感染症・健康危機
第 7 章	情報管理・広報
第 8 章	復旧・事後対応
第 9 章	訓練・研修

付録

- ・緊急連絡網
- ・校内避難経路図
- ・危機対応チェックリスト
- ・記録様式（事故報告書・安否確認表）
- ・手記「地震と対策 東日本大震災を振り返って」

第1章 総則 和歌山信愛中学校・高等学校 危機管理基本方針

1 危機管理の必要性

- ・学校は、生徒・教職員の生命・身体の安全を最優先に守る責務を負う。
- ・災害・事故・事件・感染症などの危機は、教育活動の継続を阻害し、生徒の心身に重大な影響を及ぼす可能性がある。
- ・危機管理を体系的に整備することにより、迅速かつ的確な対応が可能となり、被害の最小化と教育活動の早期復旧を実現する。
- ・危機管理は、学校・保護者・地域社会が一体となって取り組むべき重要課題である。

2 危機管理の定義

- ・「危機管理」とは、学校において発生し得る災害・事故・事件・感染症等の事象に対し、予防・対応・復旧の一連の活動を計画的かつ組織的に行うことをいう。
- ・危機管理は、以下の要素を含む。
 - 予防：危機の発生を未然に防ぐための安全対策・教育活動
 - 対応：危機発生時に迅速かつ的確に行動し、生徒・教職員の安全を確保する活動
 - 復旧：危機収束後に教育活動を再開し、心身のケアを含めた正常化を図る活動
- ・危機管理は、校長を中心とする指揮命令系統の下で、全教職員が責任を分担し、組織的に遂行される。

◆ リスクマネジメント

（危機管理体制の整備、危機の発生を未然に防止する為の事前対策）

①危機の予知・予測

- ・過去に発生した自校や他校の事例から、その危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、発生の前兆等を明らかにし、危機の予知・予測に努める。
- ・生徒や社会の現状・変化等を踏まえ、今後発生する可能性のある危機を想定し、その危機の予知・予測にも努める。

②危機の未然防止や日常の安全確保に向けた取組

- ・日頃から、施設・設備に関する定期的な点検や各種訓練等により、未然防止に向けた取組を行う。
- ・生徒、保護者、地域の人々からの情報収集等により、危機を予知・予測し、問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決する取組を行う。
- ・保護者や地域住民、関係機関・団体と連携を図り、学校独自の危機管理体制を構築する。

◆ クライシス・マネジメント(危機発生時の対応や再発防止に向けた対策)

①緊急事態が発生した場合、学校の危機管理マニュアルに沿って、適切かつ迅速に対処し、生徒、教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を最小限にとどめる。

②事後の危機管理(中・長期対応)

- ・事態が収拾した直後から、保護者及び関係者への連絡・説明を速やかに行う。
- ・事件・事故災害発生時の対応を事態収拾後に総括し、教育再開の準備や再発防止対策、心のケアなど必要な対策を講じる。
- ・未然防止の取組について定期的に評価・改善し、日々の教育活動の充実に努める。

3 危機の分類

学校における危機は、以下のとおり分類する。

○自然災害

地震、津波、台風、豪雨、洪水、土砂災害、火災など

○人的危機

不審者侵入、犯罪被害、交通事故、校内事故(器具故障・怪我)など

○健康・衛生危機

感染症流行(インフルエンザ、COVID-19 等)、食中毒、熱中症など

○情報危機

個人情報漏洩、SNS による誤情報拡散、報道対応の不備など

○その他の危機

学校運営上の重大トラブル

第2章 体制・役割分担

- ・危機管理委員会の設置
- ・指揮命令系統(校長 → 副校長 → 学年主任 → 学級担任 → 生徒)
- ・緊急連絡システムの整備(教職員・保護者)現状:Classi

危機管理体制の整備

和歌山信愛中学校・高等学校が保有する多様な危機を体系的にとらえ、未然防止の取組や危機発生時の対応などの組織的に危機管理を行うため、危機管理責任者、危機管理推進員、危機管理委員会などの組織体系を整備する。

● 危機管理委員会【校長・副校長・教頭・事務長・運営委員長・生徒指導部長】

危機管理を推進するための和歌山信愛中学校・高等学校の連絡調整機関として、危機管理委員会を設置する。危機管理委員会は、校長を委員長とし、危機管理推進員等必要な人員で構成する。危機管理委員会は和歌山信愛山中学校・高等学校の危機管理を推進し、危機管理に関する情報収集、分析、及び情報共有を行い、対応が必要な危機発生時における対応方針の検討及び連絡調整を行う。

● 危機管理責任者【校長・副校長】

校長は、和歌山信愛中学校・高等学校における危機管理の最高責任者として、生徒の安全・安心の確保を第一に考え、学校における危機管理体制の確立に万全を期すとともに、平常時の危機低減対策や危機発生時の迅速かつ的確な対応を行う。また、関係機関等との連絡調整の責任者並びに情報収集、情報提供の責任者となる。

● 危機管理推進員【教頭・事務長・運営委員長・生徒指導部長】

危機管理推進員は、各教頭(中学・高校・通信)、事務長とする。平常時には、危機の体系的な把握、危機管理マニュアル・連絡体制の整備、研修訓練の企画・実施など危機管理の進行管理を行う。危機発生時には危機管理責任者の方針に基づき対応を行う。また、関係機関との連絡調整や校内の調整を行う。事務長は年2回の定例会の召集を行う。

● 危機管理担当者【総務部・防災安全担当者】

危機管理担当は、教育活動や業務等が有する危機を把握するとともに、危機発生を未然に防止するための活動を行う。また、危機発生時には危機管理責任者の方針に基づき対応を行う。

● 教職員

教職員は、日常の教育活動や業務を遂行するにあたり、危機について常に関心を持ち、危機が顕在化しないよう危機の内容、対策等について危機管理推進員と絶えず相談する。また、危機発生時には危機管理責任者の方針に基づき対応する。

● 保護者や地域、関係機関・団体等との連携

学校の危機管理を進めるにあたっては、保護者や地域、関係機関・団体等の協力を得ないと解決できない場合も多くあることから、日頃から、信頼関係を築く取組を行い、緊密な連携を行うことが重要である。

危機管理マニュアルの作成

危機管理推進員は、危機管理担当等と協力して、危機発生に備えた体制の整備、事前対策の実施、危機発生時の情報収集・伝達や被害拡大を防ぐための応急対策の実施、被害者に対するフォローなど事後対策の実施等について定めた個々の危機についての危機管理マニュアルを作成して、教職員に周知徹底する。また、具体的でわかりやすく、実際に機能するものとなるように、毎年定例会で見直しを行う。

第3章 予防・安全対策

校舎・設備の定期点検(耐震、防火、防犯)
学校周辺の安全確認(地域住民との協力)
ICT活用による情報共有(アプリ通知 Classi の活用)
防犯カメラ・警報装置の設置

未然防止(平常時)の対応

○ 安全教育の充実

- ・計画的な安全学習、安全指導の実施
- ・生徒指導、教育相談、進路指導などの安全教育の充実による「危険予測・回避能力」の育成

○ 安全管理の徹底

- ・緊急連絡体制(病院、保護者等)の整備と周知
- ・関係機関等との連絡連携体制の確立
- ・定期的・日常的な安全点検の実施
- ・不審者等の侵入防止、早期発見対策の確立
- ・出欠、健康観察、保護者連携の確実な実施
- ・施設管理や火気・薬品(毒物劇物)等の適正な取扱い
- ・授業、学校行事等における安全確保
- ・台風などの自然災害等に関する速やかな情報収集

○ 組織活動の推進

- ・教職員の意識高揚と、危機管理体制の確立
- ・応急手当(心肺蘇生法、AED 等)の研修
- ・危機管理委員会等の開催
- ・兆候事案等を共有し、事件等を抑止する体制整備
- ・メール等による緊急連絡体制整備など、保護者、関係機関・団体との連携

第4章 災害対応

地震時対応:机下避難 → 校庭(体育館)集合 → 安否確認 → 保護者連絡

(1) 生徒が厳守する事項

- ① テーブル・机等の下に身を伏せる。
- ② 火気があればすぐに始末する。
- ③ あわてて外に飛び出さない。
- ④ 門や塀(特にブロック塀)には近寄らない。
- ⑤ ガラスの破片には気をつける。
- ⑥ 協力しあって応急救援をする。
- ⑦ 誘導者の指示で、冷静に行動する。

(2) 教職員の対応

- ① 地震発生直後
 - a. 安全かつ諸連絡を行いやすい場所に対策本部を設置する。
 - b. 校舎内にいる時は、扉を開けて出口を確保する。
 - c. 生徒を落ち着かせ、負傷した者がいないか確認する。
 - d. 負傷した者がいれば、先に避難させ、本部に通知して応急処置を行う。
 - e. 対策本部は、生徒を安全に避難させる場所を設定するとともに、誘導者にそれを通知する。
 - f. 生徒の安全を第一に考え、的確な判断・対応を行う。

② 地震が収まった後

- a. 生徒の帰宅のための交通機関情報を正確につかみ、生徒に知らせる。
- b. 保護者への安否確認を、担任中心に行う。
- c. 対策本部を中心に被害状況を把握する。
- d. 臨時休校等の生徒への連絡を緊密にとる。

○地震への備え ※緊急地震速報を活用する。

□平常時からの対策を徹底するとともに、緊急地震速報を活用した震災時の行動について生徒・教職員に周知を図る。

□緊急地震速報受信後の最善行動は、「落ちてこない」「倒れてこない」場所への移動、机の下に隠れるなどの「身の安全の確保」である。

□受信後は、数秒～数十秒で主要動が到来する。瞬時に対応しないと間に合わない。

地震に備え、施設・設備の安全管理を徹底する。

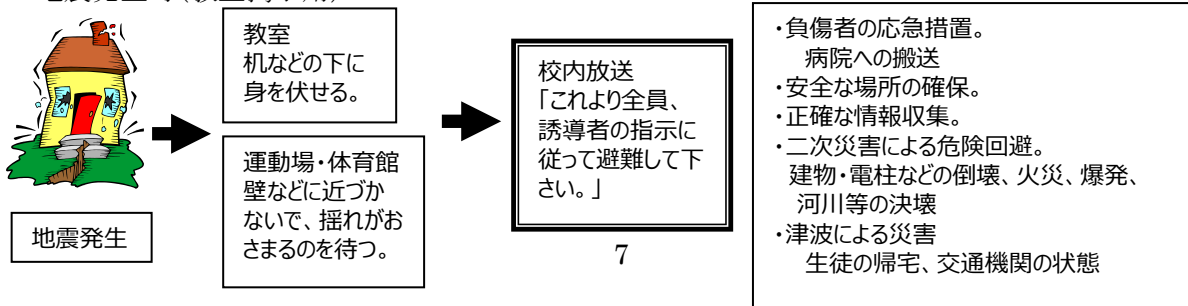
□本棚やプロジェクター等、校舎内の施設・設備について転倒・落下防止策を施す。

□屋外の施設・設備について転倒防止策を施す。

□施設・設備の定期安全点検において、地震対策に関する項目を明記して点検する。

□避難経路となる廊下や階段、出入口等には避難の障害となる物を置かない。

地震発生時(教室掲示用)



火災時対応

火災対応:初期消火 → 避難誘導 → 消防通報 → 保護者連絡

(1) 生徒に厳守させる事項

- ① 誘導者と補助員及び消火活動する者以外は一切沈黙守り、誘導者・補助員の指示に従う。
- ② 沈着冷静に行動する。
- ③ 各クラス、二列縦隊となり、走らずに速やかに避難する。
- ④ 学習用具等の持ち物は一切持たず、履物はそのまま避難する。
- ⑤ 退室時は必ず窓・扉を閉めて消燈する。
- ⑥ 避難時、煙が発生している場合はハンカチ等を口にあてる。
また、煙を吸い込まない様に前屈みの状態で避難する。
- ⑦ 集合場所では静粛にし、私語は慎む。

(2) 教職員の対応

① 発生直後

- a. 火事発生に際して対策本部を事務室(発生が事務室の場合、又は事務室に設置が困難な場合は適切な場所)に設置する。
- b. 消防署への連絡を速やかに行う。
- c. 初期消火にできるだけ努める。
- d. 消火班は対策本部との連絡を緊密に、また迅速にとり、対策本部の指示に従い行動する。
- e. 教職員は、生徒の安全を第一に考え、対策本部の指示に従い、的確な判断を行い生徒を避難させる。
- f. 避難時に人災が発生しない様に冷静に判断・行動する様に努める。
- g. 対策本部は、諸情報をもとに的確な判断を行い、指示するよう努める。

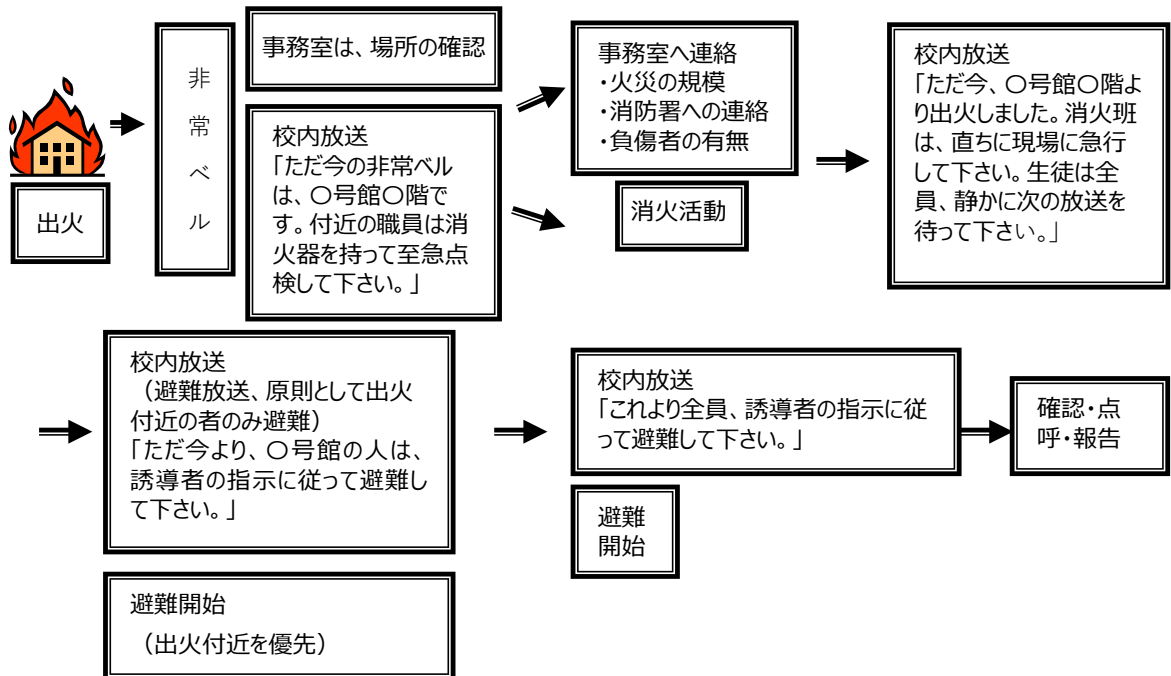
② 避難した時

- a. 担任はまず、自分のクラスの生徒が安全に避難したかどうか確認する。
- b. 教職員間の諸連絡は緊密に行うと同時に、離れている場合は所持している携帯電話を有効に使用する。
- c. 負傷を負った生徒がいる場合、応急処置をして医療機関に連れていく。
- d. 家庭への安否等の連絡は負傷した生徒を優先し、的確な情報を提供する様に努める。
- e. 安全確認後、対策本部の指示に従い生徒を帰宅させる。

③ 火災鎮火後

- a. 消防署・マスコミ・県総務部学事課等の対応は対策本部を構成する教職員(校長・教頭)が一括して行い、他の教職員はこれにあたらない。
- b. 火災発生の原因を正しく把握するとともに、発生に際して適切な対応ができたかどうかを判断する。その内容としては、初期消火、生徒の安全、非常持出等についてである。
- c. 臨時休校等の生徒への連絡を緊密にとる。
- d. 災害発生によって大きく動揺する生徒も出ると考えられるので、事後指導を適切に行う。

火災発生時(教室掲示用)



風水害対応: 休校判断基準 → 下校指示 → 避難所連携

○風水害への備え

日常からの風水害への備えが必要である。

- ① 風水害の登下校方針や避難体制を明確にする
- ② 日常から危険個所を把握し、避難方法等を考えておく。
 - ・道路が浸水しやすい場所
 - ・暴風時に倒木等の被害の恐れがある場所 など
- ③ 台風の接近等、緊急時の対応について、事前に生徒・保護者に伝えておく。
- ④ 登校前の時点で、災害の恐れがある場合は、地域の状況により登校の可否を決定し、家庭連絡等によって速やかに的確な指示を行う。
- ⑤ 状況により、教職員の引率などについて考慮する。
- ⑥ 下校させる場合には、気象状況、通学路の状況等を確認し、下校のタイミングを的確に判断する。早めの下校を実施し、危険な状況下での下校はさせない。
- ⑦ 台風等による臨時休業や下校時刻を切り上げる場合は、近隣学校間で連携することが望ましい。天候回復後は、安全点検が必要である。
- ⑧ 学校施設設備を点検し、安全確認を行い、必要に応じて適切な措置を講じる。
- ⑨ 飲料水について、必ず安全確認を行う。また、施設設備の衛生管理を徹底する。

警報発令により総員下校させるときの下校指導についての役割分担

学校に登校後発生した暴風雨・大雨・洪水等の警報発令の対応処置について緊急対策委員会を設置し、生徒の安全対策について検討し、全教職員が一致協力し安全対策の処置を行う。

危機管理委員会【校長・副校長・教頭・事務長・運営委員長・生徒指導部長】

緊急下校時の重点指導箇所

○緊急対策本部：生徒の安全下校のための情報収集と指示指導を校長室（事務室）において行う。

◎校長 副校長 教頭 教務部長

担当学年	担当場所
高 1 学年主任及び担任	和歌山市駅および駅周辺
高 2・中 1・中 2 の各学年主任及び担任	和歌山駅および駅周辺 (状況によってはぶらくり丁周辺巡回も)
高 3・中 3 の各学年主任及び担任	学校周辺のバス停における乗車指導と 付近の交差点における交通指導
生徒指導部長と高 3・中 3 の各副学年主任	自転車通学生の下校指導
教頭と高 2・中 2 の各副学年主任	公衆電話(1F)と ロビー 周辺の整理・指導
高 1・中 1 の各副学年主任	校内での下校指導と戸締り確認

※各学年主任は地域の状況を本部(424-1141)に報告し、連絡を密にすること

※事務職員は、緊急時に備え待機。

登校中に警報が出た場合

□電車通学の生徒に対して(和歌山駅、和歌山市駅)

同じく電車を利用して出勤している教員は、一度学校に連絡を入れ、駅に留まり登校してくる生徒に警報が発令された事を伝え下校させる。多数いる場合は分担して駅周辺も様子を見る。

和歌山駅 和歌山市駅に関わらず、駅にいる教員がいない、もしくは少数の場合は自動車通勤の教員が駅に向かい補助にあたる。

□すでに学校に到着している生徒に対して(食堂に集める)

各学年で人数を把握し、副校長・教頭に伝え下校させる。その際に全員下校したかをチェックする。その後学年教員の中で学校・駅周辺もまわり、下校状況を確認する。

徒歩通学、自転車通学の生徒は自力で下校するか、天候により危険が伴う場合は保護者に連絡させ、迎えにきてもらうようにする。

第5章 事件・事故対応

【不審者侵入時】

1. 目的

中学校・高等学校において不審者が侵入、または侵入の恐れがある場合に、生徒・教職員の生命及び身体の安全を最優先に確保し、被害を最小限に抑えることを目的とする。

2. 不審者の定義

本マニュアルにおける「不審者」とは、以下に該当する者を指す。

- ・ 校内に正当な理由なく立ち入る者
- ・ 教職員の指示に従わない者
- ・ 危険物(刃物等)を所持している、またはその恐れがある者
- ・ 生徒に危害を加える言動・行動が認められる者

3. 基本方針

1. 生徒の安全確保を最優先とする
2. 教職員間で迅速かつ正確な情報共有を行う
3. 状況に応じて警察・消防等の関係機関と連携する
4. 冷静かつ組織的に対応する

4. 平常時の予防体制

- ・ 来校者の受付・名札着用の徹底
- ・ 校門・出入口の施錠管理
- ・ 校内巡視の実施
- ・ 生徒への防犯指導(避難行動・合言葉等)
- ・ 教職員による不審者対応訓練の実施

5. 不審者を発見した場合の初期対応

(1)発見者の行動

- ・ 速やかに近くの教職員に知らせる
- ・ 職員室へ内線・非常ベル等で通報
- ・ 可能な範囲で不審者の特徴(服装・場所・行動)を把握する

(2)職員室の対応

- ・ 管理職(校長・副校長・教頭)へ即時報告
- ・ 校内放送や合図により全教職員へ周知
- ・ 役割分担(通報・現場対生徒誘導)を指示

6. 校内に侵入した場合の対応

(1)生徒への対応

- ・ 教室の施錠、カーテンを閉める
- ・ 教室内で静かに待機させる
- ・ 担任または担当教員が生徒の安全を確保

(2)教職員の対応

- ・ 複数名で対応し、単独行動は避ける
- ・ 可能な場合は不審者を刺激しないよう距離を保つ
- ・ さすまた等の防犯用具を使用する場合は安全を最優先とする

7. 警察・関係機関への通報

- ・ 危険が差し迫っている場合は直ちに 110 番通報
- ・ 学校名・住所・状況・不審者の特徴を簡潔に伝える
- ・ 警察到着まで校内の安全確保を継続

8. 事後対応

- ・ 生徒・教職員の安全確認
- ・ 必要に応じて保護者へ連絡
- ・ 心理的ケア(スクールカウンセラー等の活用)
- ・ 事案の記録と再発防止策の検討

9. 訓練・見直し

- ・ 年 1 回以上の不審者対応訓練を実施

※校内のさすまた・ハンドマイクの設置場所

さすまた(10 本)

- | | | |
|----------------------|------------------|------------------|
| ・職員室(印刷室)(1 号館 2 階) | ・生徒指導室(1 号館 5 階) | ・職員下足室(1 号館 1 階) |
| ・体育教官室(1 号館 5 階) | ・事務室(1 号館 1 階) | ・保健室(1 号館 2 階) |
| ・職員控室(1 号館 1 階) | ・図書室(1 号館 1 階) | ・会計課(1 号館 1 階) |
| ・体育館舞台袖の部屋(1 号館 4 階) | 計 10 本 | |

ハンドマイク(5 個)

- ・職員室 2 個(1 号館 2 階)・会計課(1 号館 1 階)・事務室(1 号館 1 階)・保健室(1 号館 2 階)
- ・ 実情に応じてマニュアルを随時見直す

不審者を発見した時の教員対応フローチャート

① 不審者を発見



② 危険物(刃物等)を所持している、または危険な言動があるか？

- └─ **【はい】** → ③A へ
- └─ **【いいえ／不明】** → ③B へ

③A【危険性が高い場合】

- ・ 直ちに距離を取り、自身の安全を確保
- ・ 近くの教員・職員室へ緊急連絡(内線・非常ベル)
- ・ 管理職へ即時報告



110 番通報(管理職または指示を受けた教員)



校内放送・合図により全教職員へ周知



生徒の安全確保

- ・ 教室施錠・待機
- ・ 廊下・屋外の生徒を安全な場所へ誘導



警察到着・引き継ぎ

③B【危険性が不明・低い場合】

- ・ 複数名の教員で対応
- ・ 落ち着いた態度で用件を確認



正当な来校者か？

- └─ **【はい】** → 受付へ案内 → 終了
- └─ **【いいえ】** → 管理職へ連絡



校内警戒体制の指示
状況に応じ 110 番通報
生徒の安全確保・警察対応

重要な判断ポイント(共通)

- 生徒を最優先で守る
- 単独で制止・対応しない
- 相手を刺激する言動を避ける
- 「迷ったら通報」を原則とする

【校内事故発生時】

1. 目的

校内において事故が発生した場合に、生徒および教職員の生命・身体の安全を最優先に確保し、被害の拡大防止、迅速かつ適切な初期対応、関係者への連絡及び再発防止を図ることを目的とする。

2. 対象となる事故の範囲

本マニュアルは、以下の事故を対象とする。

- 授業中・休み時間・放課後の事故
- 体育授業・部活動中の事故
- 校舎内外での転倒・衝突・落下事故
- 熱中症・急病・アレルギー反応等
- 設備・器具の破損等に起因する事故

3. 基本方針

1. 人命最優先の原則を徹底する
2. 迅速・冷静・組織的に対応する
3. 正確な情報共有と記録を行う
4. 保護者・関係機関と適切に連携する

4. 事故発生時の初期対応

(1) 事故発見者の行動

- 直ちに事故の状況を確認し、安全確保を最優先とする
- 二次災害の防止(周囲の安全確保・生徒の移動)
- 応急手当の実施(可能な範囲)
- 速やかに職員室・管理職へ連絡

(2) 職員室・管理職の対応

- 管理職(校長・副校長・教頭)が全体を指揮
- 役割分担(応急対応・連絡・記録・生徒指導)を指示
- 必要に応じて救急要請(119 番)

5. 救急対応・医療機関との連携

- 重篤または判断に迷う場合は躊躇なく 119 番通報
- 学校名・所在地・傷病者の状態を正確に伝える
- 救急隊到着まで適切な応急処置を継続
- 管理職または指定教職員が同行

6. 生徒への対応

- 事故に関与していない生徒を安全な場所へ誘導
- 動揺している生徒への心理的配慮
- 必要に応じて授業・活動内容を変更

7. 保護者への連絡

- 管理職または担任が速やかに連絡
- 事故の状況、現在の状態、今後の対応を説明
- 事実に基づき簡潔かつ誠実に対応する

8. 記録・報告

- ・ 事故発生日時・場所・状況を正確に記録
- ・ 応急対応・通報・連絡の経過を整理
- ・ 教育委員会等への報告(必要に応じて)

9. 事後対応

- ・ 心理的ケア(スクールカウンセラー等)
- ・ 保護者対応の継続
- ・ 校内での情報共有と検証

10. 再発防止策

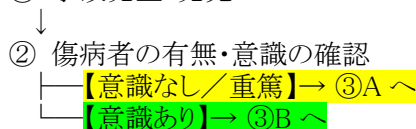
- ・ 事故原因の分析
- ・ 施設・設備・指導体制の点検
- ・ 指導方法・安全指導の改善

11. 研修・見直し

- ・ 年1回以上の安全研修を実施
- ・ 実情に応じて本マニュアルを見直す

校内事故発生時 教員対応フローチャート

① 事故発生・発見



③A【重篤・緊急の場合】

- ・ 直ちに119番通報
 - ・ 管理職(校長・副校長・教頭)へ即時連絡
 - ・ 周囲の安全確保・二次災害防止
- ↓
- 応急手当の実施(可能な範囲)
- ↓
- 救急隊到着・引き継ぎ
- ↓
- 教職員が医療機関へ同行

③B【軽症・判断に迷う場合】

- ・ 応急手当の実施
 - ・ 管理職・職員室へ連絡
- ↓
- 医療機関受診が必要か？
- └─ **【必要】** → ④A へ
 - └─ **【不要】** → ④B へ

④A【医療機関受診】

- ・ 管理職判断で医療機関へ搬送
- ・ 必要に応じ119番通報 → 保護者へ連絡・状況説明

④B【校内対応】

- ・ 保健室で経過観察
- ・ 体調・状況の継続確認 → 保護者へ連絡(必要に応じて)

共通対応(全段階)

- ・ 周囲の生徒を安全な場所へ誘導
- ・ 事故現場の保全(可能な範囲)
- ・ 生徒の心理的動揺への配慮

事後対応フロー

事故状況の記録・報告書作成→ 管理職・校内での情報共有→ 再発防止策の検討・実施

《補足》

◆AED・担架の設置場所

AED

・保健室前廊下 ・山東テニスコート

担架

・3 号館 3 階(緊急電話付近) ・体育教官室 ・保健室:ストレッチャー&車いす

【校外事故発生時対応】

1. 目的

校外活動および登下校中に事故が発生した場合に、生徒の生命・身体の安全を最優先に確保し、迅速かつ適切な初動対応、関係機関・保護者との連携、再発防止を図ることを目的とする。

2. 対象範囲

本マニュアルは、以下の場面で発生した事故を対象とする。

- ・ 校外学習・社会見学・修学旅行・遠足
- ・ 宿泊行事・体験活動
- ・ 部活動の対外試合・遠征・合宿
- ・ 外部施設を利用した教育活動
- ・ 登下校中(学校管理下にある時間帯)

3. 基本方針

1. 人命最優先を原則とする
2. 現場教職員による迅速な初期対応を最重視する
3. 管理職への即時報告と組織的対応を徹底する
4. 正確な情報共有と記録を行う

4. 校外活動中の事故発生時対応

(1)現場教職員の初期対応

- ・ 傷病者の有無・意識・状態を確認
- ・ 周囲の安全確保(二次災害防止)
- ・ 他の生徒を安全な場所へ誘導・待機させる

(2)応急手当・救急要請

- ・ 応急手当を可能な範囲で実施
- ・ 重篤または判断に迷う場合は直ちに 119 番通報
- ・ 正確な現在地、状況、人数を伝える

(3)学校への連絡

- ・ 引率責任者が管理職へ即時連絡
- ・ 事故状況、対応状況、負傷程度を報告

5. 登下校中の事故発生時対応

(1)事故の把握

- ・ 本人、保護者、警察、第三者からの連絡により事故を把握
- ・ 事故発生場所・時刻・状況を確認

(2)学校の初期対応

- ・ 管理職へ速やかに報告
- ・ 必要に応じて現場または医療機関へ教職員を派遣
- ・ 警察・消防等の関係機関と連携

(3)生徒の安全確認

- ・ 本人の安否・容体を最優先で確認
- ・ 他の生徒への影響確認(通学路・集団登校等)

6. 管理職の対応

- ・ 全体状況の把握と指示
- ・ 教育委員会等への報告(必要に応じて)
- ・ 活動の中止・変更判断

7. 保護者への連絡

- ・ 管理職または担任が速やかに連絡
- ・ 事実に基づき簡潔かつ誠実に説明
- ・ 今後の対応・学校の支援体制を共有

8. 記録・報告

- ・ 事故発生日時・場所・状況・対応経過を記録
- ・ 校内で情報共有

- 必要に応じて公式報告書を作成

9. 事後対応

- 心理的ケア(スクールカウンセラー等)
- 保護者対応の継続
- 学級・学年への配慮

10. 再発防止策

- 事故原因の分析
- 校外活動計画・引率体制の見直し
- 通学路・危険箇所の再点検
- 事前指導・安全教育の充実

11. 研修・見直し

- 校外活動前の安全確認と事前指導の徹底
- 登下校指導・避難訓練等の実施
- 実態に応じて本マニュアルを見直す

校外活動事故発生時対応 教員フローチャート

I. 校外活動中の事故対応フローチャート(引率教職員)

① 事故発生・発見



② 傷病者の有無・意識の確認



③A【重篤・緊急】

- 直ちに 119 番通報
- 周囲の安全確保(二次災害防止)
- 他の生徒を安全な場所へ誘導



管理職へ即時連絡(引率責任者)



応急手当・救急隊対応



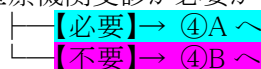
医療機関へ搬送(教職員同行)

③B【軽症・判断に迷う場合】

- 応急手当の実施
- 管理職へ連絡



医療機関受診が必要か？



④A【受診あり】

- 医療機関へ搬送(必要に応じ 119 番)
- 教職員同行→ 保護者へ連絡

④B【受診なし】

- 経過観察・活動継続または中止判断→ 保護者へ連絡(必要に応じて)

Ⅱ. 登下校中の事故対応フローチャート(学校対応)

① 事故発生 of 連絡を受ける
(本人・保護者・警察・第三者)



② 管理職へ即時報告



③ 事故状況・安否の確認

└─ **【重篤】**→ ④A へ

└─ **【軽症・不明】**→ ④B へ

④A【重篤】

- 警察・消防と連携
- 医療機関・現場へ教職員派遣→ 保護者対応・状況共有

④B【軽症・不明】

- 状況確認・必要に応じ教職員派遣→ 保護者対応・状況共有

Ⅲ. 共通対応(校外活動・登下校 共通)

事故経過の記録・整理



校内共有・教育委員会等へ報告(必要に応じて)



心理的ケア・再発防止策の検討

第 6 章 感染症・健康危機

感染症とは

1 感染症の定義

感染症とは、一般にウイルス、細菌、寄生虫などの微生物が人体または動物の体内に侵入して引き起こされる病気の総称です。感染症には、人から人にうつる伝染性の感染症のほかに、破傷風やツツガムシ病などのように傷口から、あるいは動物や昆虫から感染する非伝染性の感染症もあります。ここで扱う感染症は、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)第 6 条第 1 項に定められているものを対象としています。

2 感染症の分類・定義

類	種類	定義
一類(7)	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高くて高い感染症
二類(7)	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症呼吸器症候群(SARS)※1 中東呼吸器症候群(MERS) ※2 鳥インフルエンザ(H5N1)、鳥インフルエンザ(H7N9)	感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症
三類(7)	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、バラチフス	感染力や罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性は高くないものの、特定の職業に就業することにより感染症の集団発生を起こしうる感染症
四類(7)	E 型肝炎、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎含む)、A 型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q 熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群※3、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つづが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ(二類の鳥インフルエンザを除く)※4、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺炎候群、B ウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボンリヌス症、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱	人から人への伝染はほとんどないが、動物、飲食物などの物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれのある感染症
五類(50)	アメーバ赤痢、RS ウイルス感染症、咽頭結膜熱、インフルエンザ※5、ウイルス性肝炎(E 型肝炎及び A 型肝炎を除く)、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、感染性胃腸炎、急性弛緩性麻痺(急性肺白髄炎を除く)、急性出血性結膜炎、急性脳炎※6、クラミジア肺炎(オウム病を除く)、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、細菌性髄膜炎、※7、ジアルジア症、新型コロナウイルス感染症※8、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、麻しん、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	
新型インフルエンザ感染症	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 再興型コロナウイルス感染症	人から人に伝染すると認められるが、一般に国民が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症
指定感染症	既知の感染症の中で、一類から三類及び新型インフルエンザ等感染症に分類されないが同等の措置が必要となった感染症(延長含め最長 2 年)	
新感染症	人から人に伝染すると認められ、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から危険性が極めて高い感染症	

学校感染症とは

1 学校において予防すべき感染症(学校感染症)

学校において予防すべき感染症(以下「学校感染症」という。)は、3 種類に分類され、学校保健安全法施行規則第 18 条に、また出席停止の期間の基準は、同第 19 条に明記されています。

①第一種:感染症法の一類感染症と結核を除く二類感染症を規定しており、出席停止の期間の基準は、治癒するまでです。

②第二種:空気感染または飛沫感染するもので、生徒などの罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症を規定しています。出席停止の期間の基準は、感染症ごとに定められていますが、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません(新型コロナウイルス感染症を除く)。

③第三種:学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症を規定しており、出席停止の期間の基準は、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでです。

2 学校感染症の種類と出席停止の期間の基準

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二類	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後(発症の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく、ムンプス)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三類	新型コロナウイルス感染症※1	発症した後(発症した日の翌日から起算)5日を経過し、かつ症状が軽快した後(軽快した日の翌日から起算)1日を経過するまで※無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	※ただし、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※2	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(2020年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限り)であるものに限り

※2 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎)

食中毒とは

1 食中毒の定義

食中毒とは、食品、添加物、器具、容器包装に含まれたまたは付着した、人体に病原性を示す微生物、化学物質、自然毒等を摂取することによって起こる健康被害をいいます。

2 食中毒の分類

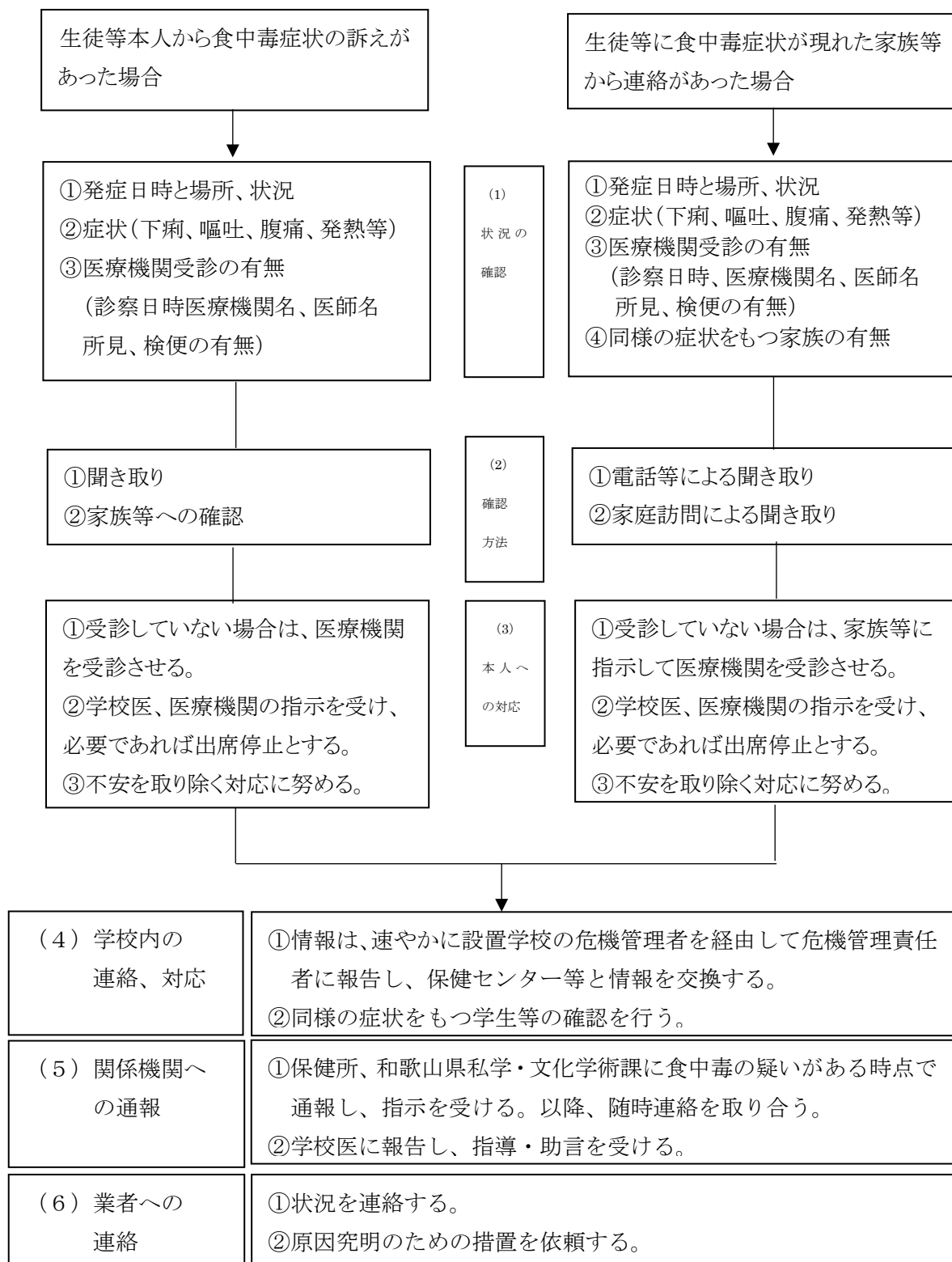
細菌性	感染型	サルモネラ属菌、カンピロバクター、腸炎ビブリオ、病原性大腸菌、腸管出血性大腸菌 O157 など
	毒素型	黄色ブドウ球菌、ボツリヌス菌など
	中間型	ウエルシュ菌、セレウス菌など
ウイルス性		ノロウイルス、ロタウイルスなど
自然毒	動物性	フグ毒、貝毒、毒かますなど
	植物性	毒キノコ、植物毒、カビ毒など
化学性		殺鼠剤、農薬、鉛など
寄生虫		アニサキス、日本海裂頭条虫など
アレルギー様		ヒスタミンなど

食中毒の発生が疑われる場合

1 収集すべき情報の内容

- (1) 発症した日時と場所、状況
- (2) 有症者等の症状及び主訴(下痢、嘔吐、腹痛、発熱等)
- (3) 有症者等の特定と人数(学年別、クラス別、男女別)
- (4) 修学旅行等行事の有無
- (5) 医療機関への受診の有無(診察日時、医療機関名、所見、検便の有無)

2 対応の手順



熱中症

1 熱中症とは

熱中症とは、暑熱環境下で起こる身体の適応障害の総称です。体内の水分や塩分(おもにナトリウム)の喪失、身体の調整機能の破綻により発症する障害のことをいいます。汗によって身体から水分や塩分が失われる等の状態に対して、身体が適切に対処できずに熱の産生と熱の放散とのバランスが崩れて、体温が著しく上昇して発症する障害が熱中症です。

2 熱中症の起こり方

体内に溜まった熱を体外に逃がす方法(熱放散)には、皮膚の表面から直接熱を外気に逃がす放射や液体や固体に移す伝導、風によってその効率を上げる対流等があります。しかし、外気温が高くなると熱を逃がしにくくなります。汗は蒸発する時に身体から熱を奪います。高温時は熱放散が小さくなり、主に汗の蒸発による気化熱が体温を下げる働きをしています。高温多湿、風が弱い等の環境では、熱放散が減少し、汗の蒸発も不十分になるため、身体に熱が溜まって体温が上昇することにより、熱中症が発生しやすくなります。

3 熱中症の発生要因

熱中症の発生には、環境(気温・湿度・輻射熱・気流等)及び行動(活動強度・持続時間・休息等)とからだ(体調・性別・年齢・暑熱順化の程度等)の条件が複雑に関係します。

学校管理下における熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温(25～30℃)においても、湿度が高い場合等に発生しています。指導者が、熱中症発生の要因を知り、事故防止の観点だけでなく、効果的なトレーニングという点においても、予防のための指導と管理を適切に行うことが大変重要です。

熱中症になりやすい人

- ①暑さに慣れていない人 ②肥満傾向の人 ③睡眠不足の人
- ④体調が悪い人 ⑤体力が低い人 ⑥朝ごはんを食べていない人

熱中症が起こりやすい気象・環境・活動条件等

- ①急に気温が上がった時 ②休み明け・練習の初日
- ③気温・湿度が高い時 ④練習が連日続いた最終日前後
- ⑤日差しや照り返しが強い時 ⑥ランニングやダッシュを繰り返した時
- ⑦暑い季節の風が弱い時 ⑧締め切った体育館

心臓疾患、糖尿病、精神神経疾患、広範囲の皮膚疾患等の持病を有する生徒の場合には、「体温調節がうまくできない」傾向があり、さらに注意を要する必要があります。

4 熱中症の分類

分類	傷病名・原因	症 状	対 処
Ⅰ 度 (軽度)	＜熱失神＞ 炎天下にじっとしていたり、立ち上がった時、運動中・後等に起こる。皮膚血管の拡張と下肢への血液貯留のために血圧が低下し、脳血流が減少して起こる。	めまいや失神（一過性の意識障害）→足を高くして寝かせると、通常は回復する。	主に現場での応急処置で対応できる
	＜熱けいれん（こむらえり）＞ 大量の発汗があり、水のみを補給した場合に血液の塩分濃度が低下して起こる。	筋けいれん。下肢の筋だけでなく、上肢や腹筋等にも起こる。 →生理食塩水（0.9%）や、経口補水液等、適切な水分、塩分の補給により、通常は回復する。	
Ⅱ 度 (中等症)	＜熱疲労＞ 発汗による脱水と皮膚血管の拡張による環境不全の状態。	全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛。体温の上昇は顕著ではない。→経口補水液で、適切な水分、塩分を補給することにより通常は回復する。嘔吐等により水分がとれない場合には、点滴等の医療処置が必要。	場合によっては、病院への搬送が必要
Ⅲ 度 (重症)	＜熱射病＞ 体温調節が破綻して起こり、過度に体温が上昇（40℃以上）して脳機能に異常をきたした状態。	意識障害がみられ、周囲の状況が分からなくなる状態から昏睡まで、程度はさまざま。血液凝固障害、全身の多臓器障害を合併し、死亡率が高い。→救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げられるかにかかっている。救急車を要請し、速やかに冷却処置を開始する。	緊急搬送が必要

☆反応が鈍い、言動がおかしい等、少しでも意識障害がある場合には、重症の熱射病を疑う。

☆実際の例ではこれらの病型に明確に分かれているわけではなく、脱水、塩分、の不足、循環不全、体温上昇等がさまざまな程度に組み合わさっていると考えられるため、救急処置は病型によって判断するよりも重症度に応じて対応する。

5 熱中症を防ぐためには ～学校における対策～

(1) 学校活動中の指導と対策

熱中症計で WBGT 値を測定し、活動の目安とするためにその値を校内に広く周知する。

<指導面>

1 環境条件に応じて活動する

- ①熱中症計で WBGT 値を測定し、確認の上活動する。
- ②運動を行う場合は、なるべく涼しい時間帯に行う。
- ③運動が長時間にわたる場合には、こまめに休憩をとる。

2 こまめに水分を補給する

- ①一人ひとりの状態に応じてこまめに水分を補給する。
＊下校時にも、水分が不足しないように気を付ける。
- ②お茶や水、経口補水液等を活用し、汗をかくて失われた水分量を補給することが望ましい。
＊家庭から経口補水液・スポーツドリンク等を持参することについて周知する。
＊スポーツドリンクの活用については、過剰摂取による健康への影響等についても指導する。
＊特に激しい運動を行う場合には、経口補水液の活用が望ましい。
- ③個人が好きな時に自由に飲める「自由飲水」だけの指導は避け、強制的に水分補給する時間を設ける「強制飲水」と「自由飲水」の両方を併用して行う方法がよい。

3 暑さに慣らす

- ①梅雨明け等、急に暑くなった時は、暑さに慣れるまで（1 週間程度）、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていく。

②試験休みや病気の後等、しばらく運動をしなかった時は、急に激しい運動はさせないようにする。

4 できるだけ薄着にし、直射日光は帽子等で避ける

①軽装を心がけ、素材も吸湿性や通気性の良いものを選ばせる。

②屋外で直射日光に当たる場合は、帽子を着用させるよう努めること。登校時には、日傘を活用してもよい。

③防具をつけるスポーツ(剣道等)では、休み時間に防具や衣服をゆるめて、できるだけ熱を逃がすようにする。

5 暑さに弱い人には特に注意する

①暑さに弱い人(低学年、肥満の人、熱中症を起こしたことのある人等)には、運動を軽くする等、特に注意が必要。

②体調が悪い時は、無理に運動をさせないようにする。

③生徒が心身に不調を感じたら、自ら休息を申告しやすい環境を整え、絶対に無理はさせない。

6 生徒への指導と保護者への周知

①熱中症の予防や対処方法、暑い時期の生活習慣指導、効果的な水分補給について等、熱中症から身を守る方法について適切に指導する。

②体調が悪くなった時には、周りの大人たちや友だちにすぐに伝える等、学校内だけではなく、登下校や家庭においても自分の身体を守るための行動ができるような指導を継続する。

<対策面>

1 気温や湿度等、環境条件に配慮した活動を実施する

①環境条件に応じて、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。

2 生徒の健康を優先した適切な服装ができるように配慮する

①気温や湿度等を考慮の上、軽装の期間を設ける等の配慮を行う。

3 空調設備のない部屋では、換気を十分に行い活動する

①体育館などで集会等を行う場合は、事前に窓や扉を開放しておく等、換気を十分に行い、扇風機等も活用する。

4 水分補給を常時行うことができるよう配慮する

①教室以外で活動を行う時は、必要に応じて水筒を持参させる。

②下校前には、帰宅までに水分が不足することがないかを確認する。

5 屋外の温度を下げるよう工夫する

①感染症対策のため換気を行いながらの空調稼働となるため、室温が28℃以下であっても、生徒の課と同状況に応じて、積極的に使用する。

②生徒のクールダウンのため、事前に教室を冷却するなど工夫をする(例:登校前、体育中等)

③マスクを着用する際は、体内に熱がこもりやすくなるため、生徒の学習・学校生活環境等に応じて、温度調節する。

④温度のみで判断せず、その他の環境条件や生徒の健康状態を観察した上で判断し、衣服による調節も含め、適切な措置を講じる。

(2) 暑い時期の生活習慣指導

1 十分な睡眠をとる

①暑さに負けない身体を作るため、しっかりと睡眠をとって疲れをためないようにする。

②通気性の良い寝具やエアコン等を活用し、睡眠環境を快適に保つようにする。

2 食事をしっかりとる

- ①暑さに対して最も重要な働きをする汗は、血液中の水分と塩分から作られることから、脱水状態や食事抜き状態で暑い環境に行くことは避ける。

3 服装等に気を付ける

- ①衣服に気を付けて、暑さを調節できるようにする。
- ②吸水性や速乾性にすぐれた素材の下着をつけることも大切である。
- ③気温湿度や暑さ指数が高い日は、マスクを外すようにする。

(3) 体育祭等での対策

1 体育祭等の計画段階で行うこと

- ①WBGT 値等を把握し、競技内容や練習内容、練習量等を変更したり、休憩を入れたりできるよう、生徒の健康を最優先した無理のない計画をたてる。
- ②生徒席等への配慮を行う。
- ③扉や窓を開放し、空気の入替えに徹する。
- ④水分補給を確実にを行うために、給水タイムを設定する。
- ⑤体調不良者への対応について、職員の配置と情報の伝達方法をあらかじめ決めておく。

2 体育祭の前日までに行うこと

- ①WBGT 値を測定し、校内に広く周知するとともに、学年練習や全体練習時等においても、天候によっては内容を変更する等、柔軟な対応を行う。
- ②学校からの通信等を通じて、熱中症や体調管理、水分補給の大切さを生徒や保護者へ伝える。
- ③学年練習や全体練習時においても、給水タイムを設定するなどし、生徒の体調管理に向けた意識を高める。

3 体育祭の当日に行うこと

- ①当日の天候(WBGT 値等)を把握し、競技計画や内容について柔軟な対応を行う。
- ②朝の健康観察を念入りに行うとともに、生徒が心身に不調を感じたら、早めに申し出るように指導し、絶対に無理をさせない。
※不調を感じた生徒がいた場合は、すぐにエアコンのきている涼しい部屋に移動させ、適切な応急手当を行うとともに、必要な場合は救急搬送を行う等の対応をする。
- ③競技中・応援中等は、教職員が生徒の様子を見まわり、体調不良等の生徒をいち早く発見し、処置する。
- ④設定した給水タイムには確実に給水させるようにし、教職員が生徒の給水状況を確認する。

第7章 情報管理・広報

【緊急時の保護者連絡方法】

①Classiによる保護者への連絡(入学時に登録・利用説明)

…保護者から返信の必要のない連絡事項を掲載する

②本校 HP

…個人情報に配慮した全体的な連絡事項を掲載する

③緊急連絡先(電話)

…双方向の連絡の際、年度当初に作成する緊急連絡を用いる

④災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)

※地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合、NTTによって提供が開始される声の伝言板。web171はインターネットを通じて安否情報を登録・確認できるシステム。家庭においても録音・再生することができる。

再生方法の仕方

①「171」にかける

②録音か再生か尋ねられるので、再生の2を選ぶ

③学校の電話番号 073-424-1141 をダイヤルする

④「1#」を押す

⑤学校からのメッセージが流れる

(例:○時○分現在、生徒は全員、和歌山城に避難しています。×時×分現在、紀三井寺・名草方面の生徒は集団下校しました。)

録音方法の仕方

①「171」にかける

②録音か再生か尋ねられるので、録音の1を選ぶ

③ご自宅の電話番号をダイヤルする

④「1#」を押す

⑤メッセージを録音する。(録音は一回30秒)

⑥「9#」を押す

【報道対応】

1 対応の基本姿勢

(1) 情報の公開

個人情報や人権等に最大限考慮しながら、事件・事故についての事実を公開していく姿勢で対応し、事実を隠しているのではないかなどの誤解が生じないようにする。また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー保護等の理由から伝えられない場合にはその旨を説明し理解を求める。

(2) 誠意ある対応

報道を通じて事件・事故の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の人々に説明することができる。学校と報道機関の関係が協力的なものとなるよう誠意を持って対応する。

(3) 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合は、どの機関に対しても公平に情報を提供する。

2 対応のポイント

(1) 窓口の一本化

取材要請があった場合、対応は校長または副校長が窓口になり一本化する。どちらが窓口になるかはあらかじめ協議しておく。

(2) 報道機関への依頼

多くの取材要請が予想される場合、生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材方法に関するお願いを文書等で行う。例えば「校内への立ち入りに関して」「取材場所・時間に関して」「生徒や教職員に対する取材に関して」等である。

(3) 社名、記者名、連絡先等の確認

取材要請があった場合、後で連絡が必要になる場合があるので、必ず、社名・記者名及び連絡先を確認しておく。

(4) 取材意図の確認と準備

あらかじめ取材意図等を把握し、予想質問に対する回答を作成するなどの確かな回答ができるよう準備しておく。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分がないか、人権やプライバシー等への配慮はできているかなどの点に留意する。

(5) 明確な回答

不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるような曖昧な返答はしないこと。

(6) 法人本部との連携

記者会見を開くときの留意事項等について助言を得るなど法人本部に支援を要請する。

(7) 記者会見の設定

取材要請が多い場合は、法人本部と連携を図り、記者会見を開くことで対応する。その際、会見場所・時間帯等については、学校運営が混乱しないよう考慮したうえで決定する。取材長期化する場合には記者会見を定例化することも考えられる。

(8) 取材への対応と記録

取材には複数で対応し記録者を決めておく。また、取材内容、報道内容を随時記録し整理しておく。

【SNS利用ガイドライン】

SNSを活用した情報発信により、本校在校生・保護者、中学生、小学生や地域住民等に、本校の様々な活動を発信し、本校の応援団を作る(増やす)ことを主目的とする。また必要に応じて、オンライン学習をすることを目的とする。

○運用方法

1 情報の発信(発案)

全ての教職員が記事作成をし、情報を発信していくものとする。

2 記事の決裁と投稿

記事の内容については、校長の決裁後、管理職又は管理者が投稿する。

3 記事決裁の例外

次に掲げる場合は校長の決裁を必要としない。

- (1) 既に本校や県の公式ホームページ等で発信しているイベント内容や、決済・配布済みの便り等について再度発信する場合
- (2) イベント・競技会の結果等、既成の事実について発信する場合
- (3) 法令等で定められている内容を発信する場合

4 投稿内容事例

- (1) 教育活動紹介
- (2) 学校行事等の案内
- (3) オンライン授業
- (4) 教材配信

5 投稿の許諾(肖像権)

- (1) 写真や動画などの肖像権や投稿については、入学当初に、本校規定の様式を用いて、本人及び保護者の許可を得る。
- (2) 下記ア～エに関する写真や動画を、本校の広報活動において利用する。
 - ア 全校生徒の写真、学年やクラスなどの集団での写真・動画
入学式の全体の様子や体育祭の団やクラス集合写真や動画など
 - イ 生徒個人の写真、被写体が生徒数名である写真・動画
部活動、授業、行事、LHRの活動、表彰の様子を撮影したもの、いわゆるスナップ写真や動画と言われるもの。
撮影する場合は、生徒に一声掛ける。それには、撮影したものをホームページやSNS上で公開する許諾を含む。

ウ 写りこみの写真・動画

本来意図した撮影対象に加え、背景に人物などが写り込む場合がこれにあたる。

エ 本校卒業後の写真・動画の再利用

既卒生となった場合にも、過去に撮影した写真や動画を、学校広報で再利用する場合がある。

6 更新管理

管理者は必要に応じて本チャンネルを更新する。

7 コメント機能については、原則使用しない。

○トラブルへの対応等

1 トラブル防止のために

- (1) 閲覧者からの意見に対しては、冷静かつ誠実に対応する。
- (2) 誤りは直ちに認め、訂正する。
- (3) 閲覧者の投稿を引用することや、第三者が管理又は運用するページへのリンクの掲載は、当該投稿やページの内容を信頼性のあるものとして受け取られる可能性もあるので、慎重に行う。
- (4) なりすましでないことを証明するため、本校の公式ホームページ上に、利用する SNS のアカウント名を記載し、本校の公式ソーシャルメディアである旨を明示する。また、SNS のアカウントのプロフィール欄などに、本校のホームページの URL を記載する。

2 トラブルが発生した場合

- (1) なりすましが発生した場合
 - ア 当該 SNS の管理者に削除依頼を行い、本校公式ホームページ上で周知する。
 - イ 必要に応じ、報道機関に資料提供などを行い、なりすましが存在することの注意喚起をする。

○注意事項

- 1 本校は、本ページに掲載された情報の正確性、有用性に対して必ずしも保証を与えるものではない。公式な発表については、本校公式ホームページ等で情報発信するものとする。
- 2 本校は、本ページに含まれる情報もしくは内容を利用することで直接、間接的に生じた損失について一切の責任を負わない。
- 3 本校は、本ページに関わる閲覧者間のトラブルまたは閲覧者と第三者との間のトラブルによって生じた損害について一切の責任を負わない。
- 4 本ページへの投稿に当たり、投稿を行う教職員はコンテンツの著作権や、その他の権利の帰属について十分留意したうえで投稿すること。
- 5 本校が本ページに投稿したコンテンツの著作権やその他の権利は、本校又は本校が認める権利者に帰属する。

○投稿における禁止事項及び削除の基準

本ページへ投稿の際は、以下について留意すること。万が一以下の事項に該当する内容の投稿があったと認められた場合は、管理者により投稿を削除することができる。

- 1 業務上知り得た秘密に関する内容
- 2 特定の個人、企業、団体、国、地域を誹謗中傷する内容
- 3 基本的人権、プライバシー権、著作権等、第三者の権利を侵害する内容
- 4 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
- 5 わいせつ、暴力的な表現など公序良俗に反する内容
- 6 特定の立場に立った政治活動、選挙活動、宗教活動
- 7 その他教職員として不適切な内容

第8章 復旧・事後対応

○指揮総括【危機管理委員会】[危機管理責任者][危機管理推進員]

- ・現状把握と分析
安否確認
- ・学級担任が名簿で確認
- ・不明者は即本部へ報告
- ・警察、消防、教育委員会へ情報提供
- ・校舎、体育館、通学路、トイレ、避難経路等の安全点検を実施
- ・危険箇所は立ち入り禁止表示
- ・教育委員会、関係機関等と連携
- ・専門業者等による建物安全確認を依頼
- ・各担当者に状況に応じた適切な指示

○危機管理【危機管理委員会】

＜危機対応＞

- ・情報を広く収集し、管理職に報告
- ・保護者会、記者発表等の企画・運営
- ・遺族や被害者（生徒・教職員）への対応
- ・通知文、学校だより等の作成配布
- ・記録、報告書等の作成

＜再発防止策の確立＞

- ・事件・事故災害の発生要因把握、問題点等の整理
- ・安全性の評価と改善
- ・安全対策の確立

[安全パトロール、施設設備等の改善、安全指導など安全管理、安全教育等の見直し]

- ・保護者、関係機関、地域等と連携強化
- ・「危機管理マニュアル」「学校安全計画」「防災計画」等の見直し改善

○復旧

＜中期復旧（1週間～1ヶ月）＞

- ・学習保障（補習計画、ICT活用、家庭学習支援）
- ・施設復旧（修繕工事、危険設備交換）
- ・保護者説明会（学校状況説明、今後の予定）

＜長期対応（1ヶ月以降）＞

- ・カリキュラム調整
- ・行事再計画
- ・防災教育の強化

＜学校再開の準備＞

- ・学生の現状把握
- ・保護者、地域等の願いや考えなどの把握
- ・実態に応じた教育計画の作成
- ・授業等に必要な場所等の確保、指導体制整備
- ・倒壊物除去
- ・ガラス養生
- ・簡易清掃

○ケア対応

- ・傷病者の状況経過把握
- ・学校医、医療機関等と連携
- ・心のケアの継続
- ・心のアンケート
- ・無理に話させない
- ・安心できる環境づくりを最優先
- ・継続的、段階的支援
- ・専門機関との連携
- ・個人情報の適切な管理
- ・心の反応の例：不安、恐怖、イライラ、無気力、沈黙、依存的になる
- ・身体的反応：頭痛、腹痛、食欲不振、睡眠障害
- ・行動面：登校しぶり、乱暴な言動、集中力低下

※一次的な反応は自然なものではあるが、長期化・悪化する場合は要注意

○校内支援体制

役 割	内 容
校長・副校長	総括・方針決定
教頭	調整
養護教諭	健康観察・相談
SC（スクールカウンセラー）	専門的支援
担任	日常観察

○段階別対応

<第1段階：発災直後～数日>

- | | | |
|--|--|--|
| <p>① 安心感の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人が落ち着いて行動 ・明るく穏やかな声かけ ・そばにいる | <p>② 簡単な声かけ例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ここは安全だよ」 ・「一緒にいよう」 ・「怖かったね」 | <p>③ してはいけない対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無理に体験を話させる ・叱責 ・軽視 |
|--|--|--|

<第2段階：数日～数週間>

- | | | |
|--|---|--|
| <p>① 健康観察強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝の様子確認 ・体調、睡眠、食欲 | <p>② 心のチェック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易アンケート ・面談 | <p>③ 居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健室、相談室の開放 ・休憩可能 |
|--|---|--|

<第3段階：長期>

- | | |
|---|---|
| <p>① 継続観察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変化の記録 ・定期面談 | <p>② 専門機関連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関 ・心理相談機関 ・災害共済給付等の事務 |
|---|---|

※事件・事故災害の収束後、直ちに対応状況を総括する会議を開催する。そして問題点を明確に整理し、再発防止に向け改善点を明らかにして、再発防止策を講じる。
同時に、危機管理マニュアル・学校安全計画・防災計画を見直し、改善を図る。

第9章 訓練・研修

☆年間避難訓練計画(地震・火災・不審者対応)

【和歌山信愛中学校・高等学校 年間訓練計画表】

年度:2026 年度

月	訓練内容	対象	目的・備考
4 月	新入生安全オリエンテーション	新入生	危機管理意識の向上(講話)
5 月	地震体験車による地震体験	全校生徒	地震体験車(ごりょう君)わかば祭
10 月	防災総合訓練	全校生徒	地震・火災・不審者対応の総合演習
3 月	応急処置研修	教職員	AED・心肺蘇生法・負傷者対応
3 月	年度総括・改善会議	教職員	訓練結果の振り返り・次年度計画策定

☆教職員研修(応急処置、防災教育)

【例】

- ・マニュアルに基づく、地震、火災などに対応した防災避難訓練
- ・AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当てに関すること
- ・生徒の引き渡し等の方法
- ・生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程の位置づけ、教育内容、教材等に関する共通理解
- ・心のケア
- ・避難訓練時等の備蓄品活用手順等の確認
- ・近隣住民の避難に対する対応、役割分担

☆生徒への安全教育(防災授業、ワークショップ)

- ・毎月1～2回 朝のホームルームの時間を使って、防災教育動画(内閣府、NHK制作の動画など)を視聴し、防災意識・防災知識を高める

付録

- 生徒引き渡しカード(例)
- 体験談「地震と対策」

生徒引き渡しカード(例)

氏 名		性別		学年・学級		年 組	
住 所							
保 護 者 名		関係		電話			
兄 弟	年 組(名前)			年 組(名前)			
緊急連絡先	連絡先の名称			電話			
	住 所						
	携帯電話番号						
引き取り者				関係			
避難場所							
引き渡し日時	月	日	時	分	教職員名		

地震の被害

3月11日の地震(M9)は、宮城県内は震度7～6強という激しい揺れでしたが、建物被害が大きくなる周期の揺れが少なく、耐震補強がされていたために、地震による被害はあまりありませんでした。しかし、その後に数回おこった余震(M7)もあり、建物内における落下被害などはそれなりにありました。

化学教員としては、薬品の落下破損による被害拡大が最も懸念される場所ですが、幸いにも甚大な被害があったという高校の話は聞いていません。薬品やガラス器具に対する落下防止処置がされていたこともあると思います。それでも薬品瓶により倒れやすいものと倒れにくいものがあり、材質によっても被害は異なります。



左写真のようなガラス瓶は、頭が重くて倒れやすい。本校では余震で落下して割れた。右のようなスポイト瓶は、倒れても特に問題はない。



実験器具などは、棚の前面に転落防止金具(左写真)があったために無事でした。

棚などは転倒防止のために金具で止めてありましたが、地震の揺れによって破損しました。作り付けの棚も移動して、壁と



の間に数ミリの隙間が生じました。

実験室や薬品庫では「大きな揺れによって物品が移動する」ことを前提に整備する必要があると思います。

建物の地盤や高さによって、揺れによる被害は異なります。盛土と切上の境目にある体育館は、防災担当の地学教員から予告された最悪な事態(倒壊)にはなり

ませんでしたが、激しい揺れにより筋違が曲がり、窓が窓枠ごと外れて使用禁止になっています。体育館は深刻な被害が予想されていたので、生徒の避難場所にはしていません。(雨天でも校庭が避難場所)

二華高校では5階教室の生徒机が揺れて倒れました。低層階よりも高層階の方が、揺れが大きく被害も大きくなるようです。

平常時に、学校の地盤・高さなどを勘案して、大まかな被害予想と対応を考えておくことの有効性を感じました。



津波の被害

今回の震災では、ほとんど被害が津波によるものです。これは立地が唯一の条件とってよいと思います。学校が津波にあった宮城県農業高校(仙台空港の北)と石巻好文館高校(石巻市街地)の様子を紹介します。

宮城県農業高校

津波の被害が予想されていたので、地震(14:46)後に校舎3階に避難しました。しかしすぐに津波が来なかったために、一部の先生方が家畜を避難させたり、校内巡回をしているところを津波が襲いました。(撮影時刻15:56)。

幸い死傷者は出ませんでしたが、津波と被害の状況は写真のとおりです。



津波の高さは2階の床上に達しました。上の写真は昇降口前の濁流と津波後の様子です。左は職員室ですが、廊下の壁も含めて全て流れ去ってしまいました。

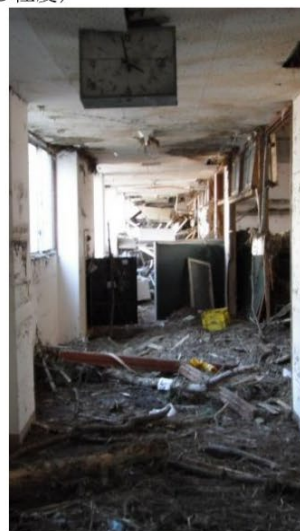
まさに“窓枠以外何も無い”状況ですが、2階以上はそれほど大きな被害は有りません。(ほかの学校と同じ程度)

11日は生徒・保護者・教職員共に、そのまま校舎

3階に泊まり、翌日朝食を摂った後に、膝上まである水の中を歩いて避難しました。



県農業高校は、5月連休明けから県内3高校に分散して授業を行いました。その後もこの校地は使わずに、別の場所にプレハブを建て、現在は内陸部に新校舎が建てられています。



石巻好文館高校（菅原先生の報告から）

15:00 津波警報

携帯による映像ニュースが見ることができなくなり、詳細な状況は把握できず。一部の職員がラジオにより津波が来る可能性を把握する。全員までには伝わりきらず、伝わった職員も半信半疑。10m, 5m, 3m などいろいろな情報。付近住民を校舎、体育館(2階あり)に避難させる。一部教員は校地外の道路に出て、付近住民を校舎に避難するように呼び掛ける。付近住民は比較的冷静で避難を呼びかけるも「まずは帰宅する。」といった答えが多く、自宅に向かう。付近住民は、自宅・家族のことが心配で避難より帰宅して状況確認をしたい様子だった。またどこに避難するつもりなのか車で移動するものが目立って多かった。

15:30～16:30(?)津波到着

校地外で避難指示をしていた教員に校舎内へ移動するように指示が出るが、実際に津波を見てから逃げれば間に合うという意識。

校舎内の堀(側溝)(水深 30～50cm)の水が引く。その後しみ出るような感じで水位が上がり堀からついに水が溢れる。そのスピードは目に見えて把握できるくらい。同時に校門の方向からも水が「サー」と流れてくる。その様子はいわゆる「津波!!」といったものではなく、教室でバケツをこぼした時に広がる水のような感じであった。

津波が到達したので、付近住民の車が校庭内に入り込み始める。駆け込み状態。また危険と感じた付近住民も移動を開始始める人も。このとき家族単位が多かったのが印象的。

17:00～17:30 水位上昇

車のタイヤ部分までの水位だったのが、気がつくと車の窓まで上がっていた。床上浸水程度だったものがいつのまにか川のような勢いに。校舎内にもついに水が入り込んでくる。

付近住民・職員・生徒を含め 1600 人程度が避難。14 日まで孤立状態

震災直後の対応について

二校とも、津波が来るまでその**情報が正確に伝わっていません**。地震直後に停電が起こり、石巻地区はワンセグも通じなくなりました。電話も携帯のメールもつながりませんでした。そのうえ教職員は、生徒対応などに追われ、一步引いて状況を冷静に見る余裕も無い状況でした。**正確な情報を元にした行動というのは、絵に描いた餅です**。

「情報を確認して行動」ではなく「あらかじめ起こりうる被害を想定して、行動計画を策定」することが必要です。電気・ガス・水道・情報がない(ラジオは可)状況で、対応する行動計画を立てると、必要な備品もわかると思います。

もう一つ重要なことは、有能な指揮官です。指揮は、単純に校長―教頭―主任・部長ではなく、防災について明るい人(本校では防災担当)が状況把握と行動計画を立てて、校長が命じるというようにしないと、校長個人の力量に対応が左右されるようになります。これもあらかじめ行動計画を立てておくと、タイミングと取捨選択でおおよそ足ります。

避難住民と対応について

「指定避難所」でなくても、付近の住民は「学校に避難」という行動をとっています。

(阪神淡路大震災でも同様な行動がありました。)また連坊小路小学校(指定避難所)に入りきらなかった避難民を、隣の敷地にある二華高校体育館で受け入れました。ほかの学校でも、多かれ少なかれ避難民を受け入れました。そして、避難民を受け入れるとその後の対応

も教職員が行う必要があります。

しかし就学前の子供や高齢の親がいる家庭では、自らの家庭の対応も必要です。また、交通手段も無くなるので、実際に学校で対応できる教職員は限られます。指定避難所になっている小学校などは、県立学校よりも過酷のようでした。教育委員会での対応となりますが、人的配置も含めて考えることも必要だと思います。

備蓄について

幸い仙台西高校では、非常食(α米)と飲料水(2L ペットボトル)が生徒人数分備蓄されており、更に発電機と燃料・灯光器・防寒シートなどもあり、(11日に校内に居た生徒が少なかったために)13日の昼まで暖かい食事を一日3食提供できました。しかし石巻好文館高校では、備蓄食料も特になく、1600名程が三泊しました。

各家庭においても高速道路が開通するまでは、水・食料・ガソリンの入手に苦労しました。電気が復旧したのは、仙台市内の住宅地で14日(三日後)頃です。水道は更に後(十日後)です。食料やガソリンがある程度手に入るようになったのは3月末です。津波被害が大きかった地域は、更に苦しい状況でした。大規模な災害で物流が止まると、救援の手が差し伸べられるまで自力で生き残らないといけません。校内の防災教育では“3日分の水と食料”としています。

学校には生徒もいますし、避難民も来ます。今回の震災を振り返って、水と食料とトイレについての備えをする必要性を強く感じます。

ガスは4月中旬まで復旧しませんでした。

終わりに

今回の報告は、SCN宮城や個人的なつてを通じて集めた情報に基づいています。また、この報告文書は全体に諮ったものではなく、窪田の個人的な意見も含まれています。後半部分はその点を割り引いてお読みください。

震災が起きる前に危機管理マニュアルを作成して、「行動計画」や「物資の備蓄」などを行っておかないと、現場は目の前の状況に流されます。

仙台西高校での避難訓練は、校舎内に意識不明者が残っているという想定で、校舎内確認訓練や人員点呼を行っていました。この想定訓練が3月11日では非常に役立ちました。

想定外だったのは、緊急時に学校に残れる人員・家庭に保護すべき家族がいるために学校に残れない人員を予め把握できていなかったため、一部の教職員に負担が集中したことでした。

下記は共に、大川小学校の仙台高裁判決文から抜粋です。(P58)

『(避難行動の)調整に当たって必要なことは、歴史・被災履歴や地形に係る地域住民の知見のうち、合理的な根拠を有するものとそうでないものを選別する視点である。』

『危機管理マニュアルを作成する過程において、釜谷地区には津波は来ないという釜谷地区の住民の認識が根拠を欠くものであることを伝え、説得し、その認識を改めさせた上で、在籍児童の避難行動と釜谷地区住民の避難行動が整合的なものとなるよう調整を図るべき義務があった』

防災対策係から

☆全館、長時間の停電がおこった場合の対応

予備電源があるのか？

ポータブル電源＋ソーラーパネルの購入

【使えそうなもの】

携帯の充電

電灯（LED ライト）

暖房器具（電気ストーブ）・簡易扇風機など

☆近隣住民が避難してきた時の対応

食糧、水、避難スペース、トイレ

☆教員分の食料・水・トイレ・生理用品（生徒分も） 備蓄スペースの確保

☆体調不良者への対応（どこまでの応急処置ができるか？保健室）

☆簡易トイレや備蓄品の保管場所の周知（全職員が知っていないと困ります）

☆計画的に教職員の研修機会、研修時間を確保する必要があると思います。

☆必須の備蓄品リスト（教職員、外部からの避難者への準備）

食料・飲料水：保存水（ペットボトル）、アルファ米、乾パン、栄養機能食品（えいようかん、ビスコ）。

衛生・生活用品：簡易トイレ（凝固剤タイプ）、トイレットペーパー、ウェットティッシュ、生理用品、紙おむつ、マスク、手指消毒液。

避難・居住用品：毛布、アルミ製保温シート、マット、ブルーシート、段ボールベッド。

救助・安全・衛生用品：ヘルメット、軍手、担架、AED、救急箱。

情報・電源：懐中電灯、ランタン、ラジオ、ポータブル電源、ソーラーパネル、携帯電話充電器。

緊急事態発生時の対応

○発生源への緊急対応…事件・事故災害の発生原因の早期除去、[不審者進入阻止、火災の消火、施設等の不備の応急修理など]

○指揮総括

【危機管理委員会】

[危機管理責任者：校長・副校長] [危機管理推進員：教頭・事務長]

- ・ 事件・事故災害概要の迅速な把握
- ・ 生徒や教職員の安全確認
- ・ 情報収集(情報の一元化)と共有
- ・ 危機管理委員会の立ち上げ
- ・ 教育委員会、警察、関係機関等への緊急通報、支援要請
- ・ 的確な意思決定と指示
- ・ 報道対応(窓口の一本化)

○危機管理 【危機管理委員会：校長・副校長・教頭・事務長・教務部長・生徒部長】

- ・ 教職員への緊急連絡と招集
 - ・ 生徒の避難誘導と安全確保
- ◇生徒を発生源から遠ざけ、不安を軽減
- ◇安全確認、点呼
 - ・ 重要物品の搬出
 - ・ 警察官、救急隊員等を現場に誘導
 - ・ 保護者への緊急連絡<保護者担当>
 - ・ 情報収集・整理、コメント作成<報道担当>

○ケア対応 【心のケア班：担任・スクールカウンセラーなど】

- ・ 負傷者、ハイリスク生徒の迅速な把握
- ・ 応急手当[心肺蘇生法、AED]
- ・ 病院への搬送とアフターケア
- ・ 生徒の不安の軽減
- ・ ケアの計画作成
- ・ 専門家と連携した教育相談・カウンセリング等

※緊急事態発生時には、危機管理マニュアルに想定していない状況も発生することがあるため、正確な情報収集に基づき、迅速かつ的確に判断し、トップダウンを基本に、全教職員が協働して危機に立ち向かう。

学校保健安全法関係条文

○学校保健安全法施行規則

(感染症の種類)

第 18 条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。(前掲)

(出席停止の期間の基準)

第 19 条 令第 6 条第 2 項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。(前掲)

○学校保健安全法施行令(出席停止の報告)

第 7 条 校長は、前条第 1 項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

○学校保健安全法施行規則(出席停止の報告事項)

第 20 条 令第 7 条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもってするものとする。

- (1) 学校の名称
- (2) 出席を停止させた理由および期間

○学校保健安全法(出席停止)

第 19 条 校長は、伝染病にかかっており、かかっている疑いがあり、またはかかるおそれのある児童生徒などがあるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

○学校保健安全法施行令(出席停止の指示)

第 6 条 校長は、法第 19 条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由および期間を明らかにして、幼児、児童または生徒(高等学校(中等教育学校の後期課程および特別支援学校の高等部を含む。以下同じ)の生徒を除く。)にあつてはその保護者に、高等学校の生徒または学生にあつては当該生徒または学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

- (3) 出席停止を指示した年月日
- (4) 出席をいしさせた生徒等の学年別人員数
- (5) その他参考となる事項

(感染症の予防に関する細目)

第 21 条 校長は、学校内において、感染症にかかっており、またはかかっている疑いがある生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第 19 条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

- 2 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、または汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。
- 3 学校においては、その付近において、第一種または第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

○学校保健安全法(臨時休業)

第 20 条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部または一部の休業を行うことができる。

○学校保健安全法(保健所との連絡)

第 18 条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

○学校保健安全法施行令(保健所と連絡すべき場合)

第 5 条 法第 18 条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 法第 19 条の規定による出席停止が行われた場合
- (2) 法第 20 条の規定による学校の休業を行った場合